

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、子育て世帯への臨時特別給付金を追加支給することとし、先行給付金と併せて一括給付する。

2. 支給対象者

「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」と同一の対象者に支給

- ① 令和3年9月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（本則給付）の受給者（公務員含む）
- ② 高校生を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者である者並びにそれに準ずる者（施設設置者等を含む。）
- ③ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当（本則給付）受給者

【対象児童】

- ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童（公務員含む）
- イ 令和3年9月30日時点（以下基準日という。）において支給対象者に養育される高校生
- ウ 基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生の施設入所等児童
- エ 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

3. 支給額

児童一人あたり 5万円

※先行給付金（5万円）分は11月臨時会においてすでに予算化済みであり、併せて10万円を支給するもの

4. 支給スケジュール

- 12月下旬～ 市広報、NICE TV、ホームページで告知
上記①のうち公務員、②③の対象者への申請案内の発送
上記①②支給額変更の案内通知の発送
（①は公務員を除く、②は児童手当を現在受給している世帯のみ）
- 12月23日 上記支給額変更案内通知を送付した①②の対象者への一括支給
～年度末まで 上記①のうち公務員、②③の申請受付後、10万円支給（随時）

5. 補正額 267,668千円（財源：国10/10） ※うち事務費968千円